

「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対する意見及び金融庁の考え方
 【別紙9「貸金業者向けの総合的な監督指針」について】

平成26年6月12日
 日本貸金業協会

No.	該当箇所	当協会の意見	金融庁の考え方
1	Ⅱ-2-6 (1)	適切な事前審査を実施（Ⅱ-2-6 (1) ③）したにもかかわらず、データベースに情報が無かったため、反社会的勢力と取引がなされた場合、反社会的勢力との取引解消に向けた取組み（Ⅱ-2-6 (1) ⑤）を実施していれば、ペナルティーを課されることはないと解して良いか。	ご指摘の「ペナルティー」の趣旨が明らかではありませんが、適切な事前審査によって反社会的勢力を完全に排除することは困難であるとしても、反社会的勢力との取引解消に向けた取組みにより、速やかに関係解消を図っていくことが求められます。
2	Ⅱ-2-6 (1) ①	「グループ」とは、資本関係を有する企業のうち、貸金業の業務を行っている集団と解して良いか。	<p>ここで「グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。」という着眼点を示しているのは、グループ内の会社間で、反社会的勢力の排除に向けた取組みの方針の統一化や情報交換等が適切に図られていなければ、貸金業における反社会的勢力との関係遮断の要請に的確に対応できないと考えられるためです。</p> <p>「グループ」の範囲については、かかる趣旨を踏まえ、各貸金業者の業務内容や組織構成等に応じて、個別具体的に検討する必要があると考えます。</p> <p>なお、貸金業者が銀行等のグループに含まれる場合には、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-1-4-2 (1)等の規定に留意する必要があります。</p>
3	Ⅱ-2-6 (1) ②イ.	業界団体等が提供するものと同様以上のデータベースを銀行等グループ会社と共同で整備している場合には、業界団体等のデータベースを利用しなくても、データベースを構築し、適切に更新する体制が整備されてい	業界団体等が提供するものと同様以上のデータベースであるとの評価が可能かは不明ですが、仮にそのような評価が可能であるとすると、ご理解のとおりと考えられます。

「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対する意見及び金融庁の考え方
【別紙9「貸金業者向けの総合的な監督指針」について】

平成26年6月12日
日本貸金業協会

No.	該当箇所	当協会の意見	金融庁の考え方
		ると解して良いか。	
4	Ⅱ-2-6 (1) ②イ.	データベースの構築が求められているが、一企業が有する情報は多くなく、また、業界団体等から提供される情報も、その量及び精度に不安がある。そこで、国がデータベースを整備し、各事業者がこれを活用する仕組みを構築されるべきと考える。	貴重なご意見として承ります。
5	Ⅱ-2-6 (1) ⑤ロ.	貸金業者も整理回収機構のサービサー機能の利用が可能と理解しており、これにより反社会的勢力との取引の解消を促進することができるものとする。債権額の多寡にかかわらず、積極的に買い取りを進めるなど、貸金業者にとって利便性の高い制度となるとともに、できる限り早期に、貸金業者が利用できる環境が整備されることを期待する。	株式会社整理回収機構のサービサー機能の利用については、同機構が平成26年3月28日に公表した「RCCのサービサー機能を活用した反社債権の管理・回収の概要」等をご参照ください。 (http://www.kaisyukikou.co.jp/intro/intro_101.html)
6	Ⅱ-2-6 (1) ⑤ロ.	債権回収会社（サービサー）に対する債権回収の委託又は債権譲渡は、反社会的勢力との取引解消に向けた取り組みの一つとして評価されると解して良いか。	基本にご理解のとおりと考えられますが、どのように取引の解消を推進するかについては、個々の取引状況等を考慮しつつ判断される必要があります。なお、No.66もご参照ください。
7	Ⅱ-2-6 (1) ⑤	自社データベースのみでは反社該当性の判断ができない場合、警察に照会するなど自社情報以外の情報を参照する必要があると解して良いか。	自社情報以外の情報の参照の必要性については、対象取引の状況等に応じ、個別具体的に判断する必要があるものと考えます。